



ワクチン接種要件について

渡航の予約を手配する前に、自らがオーストラリアの海外渡航向けワクチン接種要件を満たしているかどうかを確認してください。

接種要件を満たしているかどうかは、その渡航者がオーストラリアに入国する条件を満たしているのか、そして到着時に隔離措置を取る必要があるのかどうかに影響を及ぼす場合があります。

また、オーストラリア国籍者もしくは永住者であれば、接種要件を満たしているかどうか、オーストラリアを出国する条件を満たしているのかにも影響します。

オーストラリアのワクチン接種要件を満たすには

オーストラリアのワクチン接種要件を満たし、オーストラリアの国境規制措置目的上の「Fully Vaccinated [ワクチン接種完了済み]」渡航者であるとみなされるためには、自身がつぎのいずれかに該当することを証明する書類等を提示しなければなりません：

- オーストラリアが定義する[海外渡航目的上のワクチン接種完了済み](#)の要件を満たしている
- [12歳未満の子供](#)である
- [少なくとも1名のワクチン接種完了済みの成人と一緒に渡航する、12歳から17歳の子供](#)である
- [医療上の理由でワクチン接種を受けられない](#)

上記のいずれかに該当する方は、ワクチン接種済み渡航者向けのオーストラリア入国手順に従うようにしてください。

上記のいずれにも該当しない方は、ワクチン未接種渡航者向けのオーストラリア入国手順に従うようにしてください。

オーストラリアに到着するビザ保有者は、以下のいずれかのような場合にビザの取り消しおよび収容・退去措置の対象となる場合があります：

- オーストラリアの入国要件に定められた海外渡航目的上のワクチン接種を完了していない
- オーストラリア政府が定義する、COVID-19 [新型コロナウイルス] ワクチンの医療上の禁忌症状等が無い
- Exempt Category [規制適用除外対象カテゴリー] に該当せず、Individual Travel Exemption [個別の規制適用除外措置] も受けていない

海外渡航目的上のワクチン接種完了の定義

オーストラリアを出入国する渡航者は、当該渡航者が [Therapeutic Goods Administration \(TGA: 豪州政府医薬品行政局\)](#) により Approve [承認] または Recognise [認定] されたワクチンの Primary Course [基礎接種] を完了している場合に、ワクチン接種完了済みであるとみなされます。接種完了済みとみなされる対象には、Mixed Dose [混合接種 / 交差接種] を受けた方も含まれます。

海外渡航目的上、[現時点で承認または認定されているワクチンの種類と接種量 \(回数\)](#) は、以下の通りです：

- 少なくとも 14 日以上間隔を空けて 2 回接種するタイプ：
 - AstraZeneca Vaxzevria [アストラゼネカ社 バキスゼブリア]
 - AstraZeneca Covishield [アストラゼネカ社 コビシールド]
 - Pfizer/Biontech Comirnaty [ファイザー / バイオンテック社 コミナティ]
 - Moderna Spikevax または Takeda [モデルナ社または武田薬品工業 スパイクボックス]

- Sinovac Coronavac [シノバック社 コロナバック]
- Bharat Biotech Covaxin [バーラト・バイオテック社 コバクシン]
- Sinopharm BBIBP-CorV [シノファーム社 BBIBPCorV] (オーストラリア入国時に 60 歳未満の方が対象)
- Gamaleya Research Institute Sputnik V [ガマレヤ記念研究センター スプートニク V]
- Novavax/Biocelect Nuvaxovid [ノババックス社 / バイオセレクト社 ニュバクソビッド]

または

- 1 回接種のタイプ:
 - Johnson & Johnson/ Janssen-Cilag COVID Vaccine [ジョンソン・エンド・ジョンソン / ヤンセン・シラグ社 COVID ワクチン]

また、ワクチン接種完了済みとみなされるには、必要とされる一連の予防接種の最後の接種を受けてから最低 7 日以上経過していなければなりません。

なお、混合接種 / 交差接種については、接種したすべてのワクチンが TGA により承認もしくは認定されたものである場合に限り、海外渡航目的上の接種完了済みの定義要件を満たすものとして考慮・計上されます。[TGA](#) は、海外からオーストラリアへの渡航のために今後認定される可能性がある、上記以外の新型コロナウイルス・ワクチンの評価・審査を進めています。

オーストラリア国内にいる方は、どなたでも新型コロナウイルス・ワクチンの接種を無料で受けることができます。接種の対象には、オーストラリアが発給したビザの保有者や、有効なビザを保有していない非オーストラリア国籍者、移民収容施設で生活している方も含まれます。

ワクチン接種の証明書類等の提示

渡航者は、オーストラリアが定める海外渡航目的上のワクチン接種要件を満たしていることを示す証明書類等を、航空会社職員に提示しなければなりません。

また、こうした証明書類等は、オーストラリア入国前に [Digital Passenger Declaration](#) [\[デジタル渡航者申告\]](#) 記入時にアップロードするかたちで提出するよう求められます。

渡航者がオーストラリア国籍者または永住者である場合でも、オーストラリア出国前に航空会社職員にこの証明書類等を提示しなければなりません。

オーストラリア国内でワクチン接種を受けた方は、航空会社の職員に自身の [International COVID-19 Vaccination Certificate \(ICVC: 新型コロナウイルス・ワクチン接種国際証明書\)](#) を提示しなければなりません。ICVC は、[Express Plus Medicare アプリ](#) または [myGov](#) 経由で自身の Medicare オンライン・アカウントを利用して、ダウンロードすることができます。ICVC は PDF 形式で発行され、印刷した文書もしくは電子版として携帯電話で保持することができます。接種証明書は、搭乗するフライトへのチェックインの際に、航空会社から提示を求められます。

海外でワクチン接種を受けたために ICVC を保有していない方は、航空会社職員に [Foreign Vaccination Certificate](#) [\[外国のワクチン接種証明書\]](#) を提示しなければなりません。

海外でワクチン接種を受けたものの、ICVC を取得したいという方は、海外で受けた予防接種を [Australian Immunisation Register \(AIR: オーストラリア予防接種記録\)](#) に追加することができます。該当する方は、この追加手続きをした後に、ICVC を申請することができます。

注意： 渡航者がワクチン接種証明書を取得していても、その渡航者が自動的にオーストラリアが定める海外渡航目的上のワクチン接種完了済み渡航者となるわけではありません。例えば、ワクチン接種証明書が証明する内容が、2回接種タイプのワクチンの1回目の接種を受けただけであるという場合が考えられます。渡航者のワクチン接種証明書は、その渡航者がオーストラリアが定める [海外渡航目的上のワクチン接種完了済み](#) の定義要件を満たしていることを証明するものでなければなりません。

自らのワクチン接種状況の把握や、ワクチン接種証明書が自身のオーストラリア出入国のための渡航要件を満たすことができるものであるよう確認する責任は、当該渡航者にあります。

ワクチン接種証明書の名義がパスポートの名義と一致しない場合

オーストラリアのパスポートを保有していて氏名を変更したという方は、[Australian Passport Office \[オーストラリア旅券局\]](#) に問い合わせ、新しいパスポートを取得する方法についての情報を確認することができます。

オーストラリア国内でワクチン接種を受けたものの、ワクチン接種証明書に記載されている氏名の情報がパスポートのものと一致しないために ICVC を取得できないという方は、[Australian Immunisation Register \[オーストラリア予防接種記録\]](#) に問い合わせをしなければなりません。

外国のワクチン接種証明書を使用する渡航者で、そこに記載されている氏名がパスポートの名義と一致しない方は必ず、婚姻証明書や運転免許証など、パスポート以外の氏名の証明書類も携帯するようにしてください。

子供に関する措置

以下のいずれかのグループに該当する子供は、ワクチン接種済みの渡航者と同じ措置のもとで渡航することが認められています：

- 12歳未満の子供
- 少なくとも1名のワクチン接種完了済みの成人と一緒に渡航する、12歳から17歳の子供

なお、パスポートは子供の年齢確認にも使用されます。

家族グループで、ワクチン未接種もしくは少なくとも1回のワクチン接種は受けたもののまだ接種を完了していない子供と渡航する方は、乗り継ぎや訪問を予定しているすべての州・準州における隔離や自宅待機に関する義務についても、確認するようにしてください。詳細は、[State and Territory Entry Requirements \[各州・準州の入境要件\]](#) の項で確認してください。

医療上の理由でワクチン接種を受けられない場合

医療上の理由でワクチン接種を受けられない方は、医療上の禁忌を証明するものとして認められている証明書類等を提示しなければなりません。

そのような、認められている証明書類等を提示した方は、ワクチン接種済みの渡航者と同じ渡航関連措置のもとで渡航することができるようになります。こうした証明書類等は、渡航前に航空会社職員に提示する必要があります。

これに該当する方は、乗り継ぎや訪問を予定しているすべての州・準州における義務・要件、とりわけ隔離要件も、確認するようにしてください。詳細は、[State and Territory Arrival Requirements \[各州・準州の到着時要件\]](#) の項で確認してください。

なお、医療上の禁忌が理由でワクチン接種を受けられないことを証明するものは、Travel Exemption [渡航規制適用除外措置] とは別のものです。

オーストラリア出国時に医療上の理由でワクチン接種を受けられないことを証明するもの

オーストラリアから出国するオーストラリア国籍者または永住者で、医療上の理由からワクチン接種を受けられない方は、オーストラリアで接種を受けられる新型コロナウイルス・ワクチンのいずれについても、Australian Immunisation Register (AIR: オーストラリア予防接種記録) に通知済みの医療上の禁忌があることを示す証明書類等を提示しなければなりません。証明書類等としては、自身名義の [Australian COVID-19 Digital Certificate \[オーストラリア COVID-19 デジタル証明書\]](#) または予防接種履歴を提示してください。

AIR に一時的な医療上の禁忌が登録されている方は、デジタル証明書に「Valid to Date [有効期限日]」が表示されています。この有効期限日が過ぎた後は、つぎのいずれかの対応を取る必要があります：

- 医師に相談して、その段階で新型コロナウイルス・ワクチンの接種を受けられるようになっているか確認する、または

- その段階でまだ医療上の禁忌が続いている場合は、医師に要請して AIR 上の自身の状態を更新してもらう

AIR に医療上の禁忌を報告できるのは、[Services Australia](#) により定められている要件を満たす医療専門家のみです。渡航目的でのワクチン接種の免除を希望するものの、自身の医療上の禁忌が AIR に報告されていることを証明できない方は、オーストラリアを出国するための渡航規制適用除外措置を申請する必要があります。

渡航目的でのワクチン接種の免除を希望するものの、自身の医療上の禁忌が AIR に記載されていることを示す証明書類等を提示できない方は、[オーストラリアを出国するための渡航規制適用除外措置を申請する](#)必要があります。

オーストラリア入国時に医療上の理由でワクチン接種を受けられないことを証明するもの

ワクチン接種完了済みの渡航者と同様の渡航関連措置を受けるためには、医療上の理由でワクチン接種を受けられないことを証明するものとして認められている証明書類等を提示しなければなりません。

オーストラリアに入国する渡航者で、自身の医療上の禁忌が Australian Immunisation Register (AIR: オーストラリア予防接種記録) 上に記録されている方は、航空会社の職員に [Australian COVID-19 Digital Certificate](#) [[オーストラリア COVID-19 デジタル証明書](#)] を提示することができます。あるいは、自身の Immunisation History Statement [[予防接種歴一覧](#)] を提示することも認められています。

自身の医療上の禁忌が AIR 上に記録されていない方は、自身が医療症状のために新型コロナウイルス・ワクチンの接種を受けられない旨を記した診断書を航空会社の職員に提示しなければなりません。なお、診断書は英語で作成され、以下の情報が記載されたものでなければなりません:

- 渡航者の氏名 (渡航用の身分証明書の名義と一致するものであること)
- 診察日と、診察医の氏名・連絡先等詳細

- 渡航者が新型コロナウイルス・ワクチンの接種を受けられないこと（同ワクチンの接種が医療上の禁忌であること）を意味する医療症状を持つことを明確に説明する詳細情報

なお、TGA（豪州政府医薬品行政局）による承認・認定を受けていないワクチンの接種を受けた方はこのカテゴリーに含まれないので、ご注意ください。

Department of Health [連邦保健省] の勧告では、過去の新型コロナウイルス感染履歴は同ウイルスに対するワクチン接種の医療上の禁忌とはみなされないとされています。

ワクチン接種が禁忌であることを意味する医療症状についての情報は、あなたのかかりつけの医師が連邦保健省のウェブサイトで確認できます。また、同ウェブサイトには、新型コロナウイルス・ワクチン接種の禁忌であるとは**みなされず**、オーストラリアへの渡航に際しての医療上の理由によるワクチン接種の免除目的では**認められない**症状についての情報も、掲載されています。詳細は、[Evidence of Medical Contraindication to COVID-19 vaccine \[新型コロナウイルス・ワクチンに対する医療上の禁忌を示す証明書類等\]](#) の項を確認してください。

なお、自らが用意する禁忌を証明する書類等がこれらの要件を満たしているよう徹底する責任は、渡航者にあります。渡航者は、チェックインの際に航空会社からこうした証明文書や診断書等を提示するよう求められます。

医療上の理由でオーストラリア入国のためのワクチン接種を受けられないという方は、[乗り継ぎや訪問を予定しているすべての州・準州](#)における義務・要件、とりわけ隔離および到着後検査に関する要件を確認するようにしてください。

オーストラリア到着後に、到着した州・準州から別の州・準州に移動する、または別の州・準州を通過していく予定がある場合は、[オーストラリア国内の移動規制](#)も確認する必要があります。各州・準州は、独自の移動・渡航規制を適用することができます。

自らに適用される移動・渡航に関する規制や要件に従い、それらを順守する責任は、渡航者にあります。

渡航目的でのワクチン接種の免除を希望するものの、医療上の証明書類等として認められているものを提示できない方は、オーストラリアに入国するための[渡航規制適用除外措置](#)を申請する必要があります。

新型コロナウイルスの検査

オーストラリアへの入国や、オーストラリアを経由地とする乗り継ぎ渡航をする際は、新型コロナウイルスの検査を受けて、陰性の検査結果を取得しておくことが義務付けられています。

陰性の検査結果を証明するものとしては、つぎのいずれかを提示しなければなりません：

- 搭乗するフライトの出発予定前 3 日以内に受けた、ポリメラーゼ連鎖反応（PCR）検査またはその他の Nucleic Acid Amplification Test（NAAT：核酸増幅検査）の陰性結果
- 搭乗するフライトの出発予定前 24 時間以内に医療的な指導のもとで受けた Rapid Antigen Test（RAT：迅速抗原検査）の陰性結果の証明としての診断書— なお、上記のいずれの場合も、チェックインの際に利用する航空会社に提示しなければなりません。

また、フライトに遅延が発生した場合でも、上記のかたちで証明書類等を提示できれば出発前検査の要件を満たしているとみなされますので、新たに検査を受ける必要はありません。

しかし、搭乗予定だったフライトが変更されたり欠航となった場合は、変更後のフライト前 3 日以内に取得した新型コロナウイルス PCR 検査、または変更後のフライト前 24 時間以内に取得した RAT の陰性証明を提示する必要があります。

提示しなければならない証明書類等についての情報は、[連邦保健省ウェブサイト](#)で確認できます。確認できる情報には、つぎの内容が含まれます：

- 以下の項目を含む、新型コロナウイルスの検査義務について—
 - 認められている検査の種類
 - 具体的に必要とされている証明書類等の種類
 - 出発前検査から出発までの期間が通常より長く認められている国の一覧

- 出発前検査を免除されている国の一覧
- 新型コロナウイルスに感染し、回復を経て受けた検査の結果が陽性だった場合にはどうすべきか

乗り継ぎをする国や訪問する国における検査やワクチン接種証明についての要件を確認する責任は、渡航者にあります。

また、オーストラリアのほとんどの州・準州では、到着直後に新型コロナウイルスの検査を受けることが義務付けられています。詳細は、[State and Territory Arrival Requirements \[各州・準州の到着時要件\]](#) の項で確認してください。